

地域医療構想調整会議に寄せられた御意見に対する県の考え方について

項目	地域医療構想調整会議に寄せられた御意見 について
県の考え方	<p>地域医療構想は、2025年に推計される患者数を基に算出した必要病床数と許可病床数を比較しながら、医療機関の自主的な取組みや、地域医療構想調整会議における医療機関相互の協議による調整を基本に、病床機能の分化・連携を推進していくものと考えております。</p> <p>このような中、次期保健医療計画から、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症対策が、従来の「5疾病・5事業及び在宅医療」に加えられ、「5疾病・6事業及び在宅医療」とされることとなっております。</p> <p>現在、国の「第8次医療計画等に関する検討会」等において、指針等の検討が進められているところですが、特に地域医療構想においては、「新興感染症等に備えての病床確保は、追加的な負担が想定されるため、基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持する」旨の方針が示されております。</p> <p>また現在の「香川県地域医療構想」においては、医療従事者の働きやすい環境の整備等により、医療従事者の確保・養成を図ることを「地域医療構想を実現するための施策」として位置付けておりますが、2024年度からは「医師の働き方改革」として、時間外労働の上限規制が医師にも適用される予定でもあり、このような国の動き等について、注視していくことが必要と考えております。</p> <p>これまで本県においては、地域医療構想を推進するために、より現状を反映した、具体的な資料をもとに議論することが重要と考え、病床機能報告に加え、令和元年度から本県独自の取組みとして実施している「入院患者実績調査」を活用し、調整会議での議論の活性化に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、本県における医療を取り巻く環境の変化を踏まえながら、地域医療構想調整会議等での議論や医療機関への情報提供、病床機能転換への助成等を通して、患者の状態に応じた良質かつ適切な医療を持続可能な形で提供できる体制を構築したいと考えております。</p>

香川県外来医療計画に寄せられた御意見に対する県の考え方について

項目	香川県外来医療計画に寄せられた御意見 について
県の考え方	<p>香川県外来医療計画は、地域で外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること等から、国が地域ごとの外来診療に従事する診療所の偏在の度合いを示した新たな指標である「外来医師偏在指標」を示し、この指標に基づき、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定めたものです。</p> <p>当計画では、外来医師多数区域（東部保健医療圏、西部保健医療圏）において無床診療所を開設する際に地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとしております。この開設について、厚生労働省の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」では、診療所の開業の届出とされ、保険診療の適用の有無で区分されておられません。</p> <p>このため、保険診療を行わない美容整形等についても地域で不足する外来医療機能を担うことを求めており、当該機能が果たせない診療所については、当計画における協議の場である地域医療構想調整会議に報告し、協議を行っているものです。</p>